

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成21年8月14日
【四半期会計期間】	第13期第1四半期（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）
【会社名】	アルファグループ株式会社
【英訳名】	Alpha Group Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上 岳史
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区東一丁目26番20号
【電話番号】	03(5469)7300（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 西原 哲司
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区東一丁目26番20号
【電話番号】	03(5469)7300（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 西原 哲司
【縦覧に供する場所】	株式会社ジャスダック証券取引所 （東京都中央区日本橋茅場町一丁目5番8号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第12期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第13期 第1四半期連結 累計(会計)期間	第12期
会計期間	自平成20年 4月1日 至平成20年 6月30日	自平成21年 4月1日 至平成21年 6月30日	自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日
売上高(千円)	6,358,278	5,224,323	22,307,432
経常損益(千円)	77,857	130,691	160,817
四半期(当期)純損益(千円)	85,124	85,715	234,503
純資産額(千円)	1,687,830	2,057,737	2,005,990
総資産額(千円)	6,466,842	5,015,418	5,279,690
1株当たり純資産額(円)	55,923.91	68,833.95	66,932.58
1株当たり四半期(当期)純損益 金額(円)	2,865.84	2,901.36	7,883.00
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	2,899.99	7,877.97
自己資本比率(%)	25.7	40.5	37.5
営業活動による キャッシュ・フロー(千円)	140,204	302,796	548,968
投資活動による キャッシュ・フロー(千円)	41,378	28,377	439,990
財務活動による キャッシュ・フロー(千円)	218,000	27,070	1,550,514
現金及び現金同等物の四半期末 (期末)残高(千円)	1,355,196	1,216,919	912,815
従業員数(人)	280	144	185

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含んでおりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、第12期第1四半期連結累計(会計)期間においては、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。

2【事業の内容】

当社グループは、当社及び連結子会社5社（アルファテクノロジー(株)、(株)アルファライズ、アルファインターナショナル(株)、アルファイト(株)、(株)A・R・M）により構成されており、モバイル事業（アルファインターナショナル(株)）、オフィスサプライ事業（(株)アルファライズ）、人材事業（アルファテクノロジー(株)、(株)A・R・M）、IT事業（アルファイト(株)）、ETC事業（(株)アルファライズ）、その他事業（アルファグループ(株)、(株)アルファライズ）を主たる業務としております。

なお、当社グループは当第1四半期連結会計期間より事業の種類別セグメント区分の変更を行っております。セグメント情報の開示における事業区分に関連する事項については、第5 経理の状況 の四半期連結財務諸表の注記事項（セグメント情報）事業の種類別セグメント情報 をご覧ください。また、主要な関係会社については異動はありません。

3【関係会社の状況】

当第1四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	144（73）
---------	---------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
 2 従業員数の（外書）は、臨時従業員の就業人員であります。
 3 従業員数が当第1四半期連結会計期間（当第1四半期会計期間）において41名減少しましたのは、モバイル事業において退職者計6名の発生とその他の事業部での退職者、雇用形態の変更者等の発生によるものであります。

(2) 提出会社の状況

平成21年6月30日現在

従業員数（人）	34（0）
---------	-------

- (注) 1 従業員数は就業人員であります。
 2 従業員数欄の（外書）は、臨時従業員の就業人員であります。

第2【事業の状況】

1【仕入及び販売の状況】

(1) 仕入実績

当第1四半期連結会計期間における仕入実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
モバイル事業	2,014,759	97.1
オフィスサプライ事業	1,266,082	95.1
IT事業	15,582	17.0
ETC事業	24,519	99.9
その他事業	166,403	100.7
合計	3,487,346	94.6

- (注) 1 セグメント間の内部振替前の数値によっております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3 当第1四半期連結会計期間から事業の種類別のセグメントを変更したため、前年同四半期比較に当たっては前第1四半期連結会計期間を変更後の区分に組み替えて行っております。

(2) 販売実績

当第1四半期連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

事業の種類別セグメントの名称	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)	
	金額(千円)	前年同期比(%)
モバイル事業	3,089,329	86.4
オフィスサプライ事業	1,408,901	95.1
IT事業	44,146	36.5
人材事業	421,636	44.0
ETC事業	82,229	211.3
その他事業	178,080	96.3
合計	5,224,323	82.2

- (注) 1 セグメント間の取引については、相殺消去しております。
2 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
3 当第1四半期連結会計期間から事業の種類別のセグメントを変更したため、前年同四半期比較に当たっては前第1四半期連結会計期間を変更後の区分に組み替えて行っております。

2【事業等のリスク】

当第1四半期連結会計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

3【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、新たに締結又は決定した経営上の重要な契約等はありません。

4【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 業績の状況

当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）における我が国の経済は、米国に端を發した世界的な金融市場の混乱による急速な景気後退の影響がまだ色濃く残っており、先行き不透明感が強まる中で、企業収益や設備投資の減少、雇用情勢や所得環境も厳しさを増し、依然、景気回復の兆しが見えない状況が続いております。

このような経済情勢の中、当社グループは、モバイル事業、オフィスサプライ事業、IT事業、人材事業、ETC事業の各事業において、事業基盤の強化、生産性の向上などに注力すると共に、内部統制および管理機能の強化にも積極的に取り組んでまいりました。

モバイル事業におきましては、割賦販売方式等による販売価格の上昇や2年契約などの長期契約の普及による携帯端末の買い替えサイクルの長期化に加え、景気後退に伴う個人消費の低下などの影響もあり、販売環境は一層厳しいものとなりました。一方で、データ通信端末によるモバイルブロードバンド市場の拡大により、携帯電話市場全体の業績は手堅く推移しております。

オフィスサプライ事業におきましては、当社グループ保有のコールセンター（和歌山・愛媛）の活用を通じて、「カウネット」の新規顧客と既存顧客への継続利用の促進に注力いたしましたが、景気後退による需要の減少に伴い、消耗品の買控え等の影響を受け、依然、厳しい状況が続いております。

IT事業におきましては、前期より積極的に取り組んでおりますインターネット広告事業において、市場の成長が鈍化する状況において、サービス品質の向上による既存顧客への継続利用の促進を強化すると共に競合会社との差別化を強化するための取り組みに注力いたしました。

人材事業におきましては、新規需要の著しい減少、既存顧客の雇用調整などの影響を受けるなど、外的環境の激変により、ますます厳しい環境となっておりますが、技術者派遣と営業派遣を軸に中長期的な安定基盤の構築に取り組んでまいりました。

ETC事業におきましては、政府が行っている景気対策により、販売台数が大幅に増加いたしました。

この結果、当第1四半期連結会計期間における当社グループの業績は、売上高52億24百万円（前年同四半期比17.8%減）、営業利益1億29百万円（前年同四半期は営業損失73百万円）、経常利益1億30百万円（前年同四半期は経常損失77百万円）となり、四半期純利益85百万円（前年同四半期は四半期純損失85百万円）となりました。

事業の種類別セグメントの業績は次のとおりであります。なお、当社グループは当第1四半期連結会計期間から事業の種類別セグメント区分の変更を行っております。セグメント情報の開示における事業区分に関連する事項については、第5 経理の状況 の四半期連結財務諸表の注記事項（セグメント情報）事業の種類別セグメント情報をご覧ください。

モバイル事業

社団法人電気通信事業者協会推計による当第1四半期連結会計期間における携帯電話加入契約数は、平成21年6月末で1億848万件と、平成21年3月末より約100万件増加しました。キャリア別純増数では、平成21年3月末よりNTTドコモ約26万件（純増シェア26.3%）、au約15万件（純増シェア15.3%）、ソフトバンク約32万件（純増シェア32.3%）、イー・モバイル約26万件（純増シェア26.1%）となりました。

このような環境の中で、当社グループにおきましては、前期に着手した販売店の統廃合による人員の再構成や経費の圧縮による効率化を継続して推し進めると共に、各販売店が営業活動の拡販に注力できる収益基盤の強化をいたしました結果、販売台数は計画よりも微増し約4万件となりました。

また、前期より取り組んでおりますフェリカーリーダーライターを活用したリアルアフィリエイトサービスも継続して拡充を図り、二次商材としての収益基盤確立に注力してまいりました。

この結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は30億89百万円（前年同四半期比13.6%減）、営業利益86百万円（前年同四半期は営業損失24百万円）となりました。

オフィスサプライ事業

オフィスサプライ事業におきましては、オフィス用品の通販分野において、景気後退に伴うお客様企業の節約志向の高まりから、1顧客あたりの販売単価が低下する厳しい状況が続いております。

このような環境の中で、当社グループにおきましては、新規顧客の獲得と既存顧客への継続利用の促進に注力いたしました結果、登録済みの累計法人顧客数は平成21年3月末より4万件増加いたしました。実働する最終顧客数に関しましては、経年顧客（登録が1年以上前であり且つ直近一年間注文がない顧客）を考慮した結果、36万件となっております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は14億8百万円（前年同四半期比4.9%減）、営業利益9百万円（前年同四半期比66.2%減）となりました。

IT事業

IT事業におきましては、前期より積極的に取り組んでいるインターネット広告事業に継続して注力してまいりました。しかしながら企業の業績悪化を背景とした先行き不安からくる広告費の削減などにより市場の成長は鈍化しております。

このような環境の中で、当社グループにおきましては、サービス品質の向上と運営体制の強化により既存顧客への継続利用の促進を積極的に行うと共に、競合会社との差別化を強化するため代理店への商材強化に注力いたしました。

この結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は44百万円（前年同四半期比63.5%減）、営業利益7百万円（前年同四半期は営業損失44百万円）となりました。

人材事業

人材事業におきましては、急速な景気減速の影響を受け、雇用情勢が悪化し、新規需要の著しい低下と顧客企業の雇用調整や派遣労働者の有給休暇の取得が大幅に増加することで、より一層厳しい状況が続いておりますが、現在直面している市場の危機的状況を乗り切るべく、業務構造の改善による効率化や募集コスト等の販管費の削減を積極的に行うと共に、技術者派遣と営業派遣を軸とした中長期的な安定基盤の構築に取り組んでいるところであります。

この結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は4億21百万円（前年同四半期比56.0%減）、営業損失15百万円（前年同四半期は営業損失23百万円）となりました。

ETC事業

ETC事業におきましては、前々期より新規事業として取り組みを開始しておりましたが、今年3月下旬より実施されております高速道路の利用に関する「休日特別割引」の影響により販売台数が大幅に増加いたしました。

この結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は82百万円（前年同四半期比111.3%増）、営業利益31百万円（前年同四半期は営業損失0百万円）となりました。

その他事業

その他事業におきましては、固定電話回線等の契約申込取次ぎ等を行っております。

この結果、当第1四半期連結会計期間の売上高は1億78百万円（前年同四半期比3.7%減）、営業利益8百万円（前年同四半期は営業損失8百万円）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当第1四半期における現金及び現金同等物は、営業活動により3億2百万円増加し、投資活動により28百万円増加し、財務活動により27百万円減少し、その結果、前連結会計年度末より3億4百万円の増加となり、当第1四半期末残高は12億16百万円（前年同四半期比10.2%減）となりました。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得た資金は、3億2百万円（前年同四半期は1億40百万円の獲得）となりました。これは主に、売上債権の減少4億59百万円、税金等調整前四半期純利益1億34百万円等の増加要因に対し、仕入債務の減少2億36百万円、たな卸資産の増加48百万円等の減少要因があったことによるものです。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果得た資金は、28百万円（前年同四半期は41百万円の使用）となりました。これは主に、差入保証金の回収による収入29百万円等の増加要因に対し、差入保証金の差入による支出5百万円等の減少要因があったことによるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、27百万円（前年同四半期は2億18百万円の使用）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出51百万円、短期借入金35百万円の純減少等の減少要因に対し、長期借入れによる収入80百万円の増加要因があったことによるものであります。

(3) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結会計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

(4) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第1四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第1四半期連結会計期間において、前連結会計年度末において計画中であった重要な設備の新設、除却等について、重要な変更はありません。また、新たに確定した重要な設備の新設、拡充、改修、除却、売却等の計画はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	100,800
計	100,800

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末 現在発行数(株) (平成21年6月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年8月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	30,968	30,968	ジャスダック 証券取引所	当社は単元株制度は採用 していません。
計	30,968	30,968		

(注) 「提出日現在発行数」欄には、平成21年8月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の権利行使により発行されたものは含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

新株予約権

(平成14年6月27日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)(注)1	12
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	12
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	25,000
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日～ 平成24年5月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 25,000 資本組入額 12,500
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認められません。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

- 2 当社が行使時の払込金額を調整したときは、株式数は次の算式で調整されます。

$$\text{調整後株式数} = \frac{\text{調整前株式数} \times 1 \text{株当たり調整前払込金額}}{1 \text{株当たり調整後払込金額}}$$

- 3 当社が以下の事項を行うときは、行使時の払込金額は次の算式で調整されます。また、当社普通株式が証券取引所または日本証券業協会の店頭市場に上場する（以下「上場等」という。）前においては、調整後払込金額を下回る条件を付した新株予約権あるいは種類株式の発行、当社の合併、株式交換、株式移転、資本の減少その他、発行株式数の変更または可能性を生ずる事由の発生によって払込金額の調整を必要とするときは、新株予約権者の承諾を得て払込金額の調整を適切に行うこととしております。

株式分割の場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新発行株式数}}$$

株式併合の場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{併合前発行株式数}}{\text{併合後発行株式数}}$$

上場等の前においては調整前払込金額を、上場等の後においては時価を、それぞれ下回る価額で新株を発行する場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数} \times (1 \text{株当たり払込金額} \div 1 \text{株当たり調整前払込金額又は時価})}{(\text{既発行株式数} - \text{自己株式数}) + \text{新発行株式数}}$$

上場等の前においては調整前払込金額を、上場等の後においては時価を、それぞれ下回る価額で自己株式を処分する場合

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{(\text{既発行株式数} - \text{処分前自己株式数}) + \text{処分自己株式数} \times (1 \text{株当たり処分金額} \div 1 \text{株当たり調整前払込金額又は時価})}{(\text{既発行株式数} - \text{処分前自己株式数}) + \text{処分自己株式数}}$$

- 4 新株予約権の権利行使についての条件に関する事項

- (1) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者のうち当社並びに当社子会社の役員及び従業員については、権利行使時においても、当社または当社子会社の役員若しくは従業員の地位にあることを要します。ただし、任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではありません。

新株予約権者が死亡した場合は、相続人がこれを行使できるものとします。

その他の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

- (2) 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却します。

その他、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところにより、当社は新株予約権を無償で消却します。

(平成15年11月13日臨時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)(注)1	104
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	104
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	37,500
新株予約権の行使期間	平成19年2月1日～ 平成25年11月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 37,500 資本組入額 18,750
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡、質入その他の処分は認められません。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、株式数は次の算式で調整されます。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

3 当社が株式分割または株式併合を行う場合、行使時の払込金額は次の算式で調整されます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

4 新株予約権の権利行使についての条件に関する事項

(1) 新株予約権の行使の条件

新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要します。

新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の役員若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由のある場合は、この限りではありません。

その他の権利行使の条件は、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによります。

(2) 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができます。

上記(1)の 及び に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は新株予約権を無償で消却することができます。

(平成17年6月29日定時株主総会決議)

	第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個)(注)1	238
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)(注)2	238
新株予約権の行使時の払込金額(円)(注)3	211,450
新株予約権の行使期間	平成20年4月1日～ 平成29年7月31日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 211,450 資本組入額 105,725
新株予約権の行使の条件	(注)4
新株予約権の譲渡に関する事項	新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、株式数は次の算式で調整されます。
 調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割(または併合)の比率

3 当社が以下の事項を行うときは、行使時の払込金額は次の算式で調整されます。

(1) 当社が株式分割または株式併合を行う場合、行使時の払込金額は次の算式で調整されます。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割(または併合)の比率}}$$

(2) 当社が発行日後に、時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分(新株予約権の行使による場合を除く)を行う場合は、次の算式により行使価額は調整されます。

その他、新株予約権(その権利行使により発行される株式の発行価額が新株予約権発行時の時価を下回る場合に限る)を発行する場合についても、これに準じて行使価額は調整されます。

なお、次の算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式数を控除した数としております。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前1株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の場合の他、発行日後に、当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整されます。

4 新株予約権の権利行使についての条件に関する事項

(1) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、顧問、及び使用人の地位にあることを要します。ただし、任期満了により退任した場合、定年退職その他正当な理由がある場合は、この限りではありません。

新株予約権の相続は認めないものとします。

新株予約権の質入その他一切の処分は認めないものとします。

その他の権利行使の条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」により定めるところによります。

(2) 新株予約権の消却事由及び条件

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができます。

新株予約権者が権利行使する前に、4(1)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、または新株予約権者が新株予約権の全部または一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができます。

その他の新株予約権の消却事由及び条件は、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」により定めるところによります。

(平成19年2月16日取締役会決議)

		第1四半期会計期間末現在 (平成21年6月30日)
新株予約権の数(個) (注)1	第1回	2,000
	第2回	2,000
	第3回	2,000
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	第1回	-
	第2回	-
	第3回	-
新株予約権の目的となる株式の種類		普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株) (注)2	第1回	2,000
	第2回	2,000
	第3回	2,000
新株予約権の行使時の払込金額(円) (注)3(注)4(注)5	第1回	140,000
	第2回	200,000
	第3回	250,000
新株予約権の行使期間		平成19年3月6日～ 平成22年3月5日
新株予約権の行使により株式を発行する場合 の株式の発行価格及び資本組入額(円)	第1回	発行価格 140,000 資本組入額 70,000
	第2回	発行価格 200,000 資本組入額 100,000 (注)6
	第3回	発行価格 250,000 資本組入額 125,000 (注)6
新株予約権の行使の条件		(注)7
新株予約権の譲渡に関する事項		新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとします。
代用払込みに関する事項		-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		-

(注)1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、1株であります。

2 当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものであります。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものであります。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

その他、目的となる株式数の調整を必要とする事由が生じたときは、当社は取締役会決議により、合理的な範囲で目的となる株式数を適宜調整するものであります。

3 行使価額の調整は以下のとおりであります。

- (1) 当社は、本新株予約権の割当日後、本項第(2)号に掲げる各事由により当社普通株式が交付され、発行済普通株式数に変更を生じる場合または変更を生じる可能性がある場合は、次に定める算式（以下「行使価額調整式」という。）をもって行使価額を調整する。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{交付普通株式数} \times 1 \text{株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{交付普通株式数}}$$

- (2) 行使価額調整式により行使価額の調整を行う場合およびその調整後の行使価額の適用時期については、次に定めるところによる。

本項第(4)号 に定める時価を下回る払込金額をもって当社普通株式を新たに交付する場合（ただし、当社の発行した取得請求権付株式の取得と引換えに交付する場合または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利の請求または行使による場合を除く。）、調整後の行使価額は、払込期日（募集に際して払込期間が設けられているときは、当該払込期間の最終日とする。以下同じ。）の翌日以降、また、募集のための株主割当日がある場合はその日の翌日以降これを適用する。

株式分割または株式無償割当により当社普通株式を発行する場合

調整後の行使価額は、株式分割のための基準日の翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日があるときはその翌日以降、当社普通株式の無償割当について普通株主に割当を受ける権利を与えるための基準日がないとき及び株主（普通株主を除く。）に当社普通株式の無償割当をするときは当該割当の効力発生日の翌日以降、それぞれこれを適用する。

取得請求権付株式であって、その取得と引換えに本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式を交付する旨の定めがあるものを発行する場合（無償割当の場合を含む）または本項第(4)号 に定める時価を下回る価額をもって当社普通株式の交付を請求できる新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券もしくは権利を発行する場合（無償割当の場合を含む）、調整後の行使価額は、発行される取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当初の行使価額で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、払込期日（新株予約権または新株予約権付社債の場合は割当日、無償割当の場合は効力発生日）の翌日以降これを適用する。ただし、その権利の割当のための基準日がある場合は、その日の翌日以降これを適用する。

上記にかかわらず、請求または行使に際して交付される当社普通株式の対価が取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利が発行された時点で確定していない場合、調整後の行使価額は、当該対価の確定時点で発行されている取得請求権付株式、新株予約権もしくは新株予約権付社債その他の証券または権利の全てが当該対価の確定時点の条件で請求または行使されて当社普通株式が交付されたものとみなして行使価額調整式を準用して算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降、これを適用する。

本号 ないし の各取引において、その権利の割当てのための基準日が設定され、かつ、各取引の効力の発生が当該基準日以降の株主総会または取締役会その他当社の機関の承認を条件としているときは、本号 ないし の定めにかかわらず、調整後の行使価額は、当該承認があった日の翌日以降、これを適用する。

この場合において、当該基準日の翌日から当該取引の承認があった日までに本新株予約権を行使した新株予約権者に対しては、次の算式に従って当社普通株式の交付数を決定するものとする。

$$\text{株式数} = \frac{(\text{調整前行使価額} - \text{調整後行使価額}) \times \text{調整前行使価額により当該期間内に交付された株式数}}{\text{調整後行使価額}}$$

この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切捨て、現金による調整は行わない。

- (3) 行使価額調整式により算出された調整後の行使価額と調整前の行使価額との差額が1円未満にとどまる限りは、行使価額の調整はこれを行わない。ただし、その後の行使価額の調整を必要とする事由が発生し行使価額を算出する場合は、行使価額調整式中の調整前行使価額に代えて、調整前行使価額からこの差額を差引いた額を使用する。
 - (4) 行使価額調整式の計算については、1円未満の端数を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する時価は、調整後の行使価額を適用する日（ただし、本項第(2)号 の場合は基準日）に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（当日付けで終値のない日数を除く。）とする。この場合、平均値の計算は、円位未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。
行使価額調整式で使用する既発行株式数は、基準日がある場合はその日、また、基準日がない場合は、調整後の行使価額を適用する日の1ヶ月前の日における当社の発行済普通株式数から、当該日における当社の有する当社普通株式の数を控除した数とする。また、本項第(2)号 の場合には、行使価額調整式で使用する交付普通株式数は、基準日における当社の有する当社普通株式に割当てられる当社普通株式数を含まないものとする。
 - (5) 本項第(2)号の行使価額の調整を必要とする場合以外にも、次に掲げる場合には、当社は、必要な行使価額の調整を行う。
株式の併合、当社を存続会社とする合併、当社を承継会社とする吸収分割、当社を完全親会社とする株式交換のために行使価額の調整を必要とするとき。
その他当社の発行済普通株式数の変更または変更の可能性が生じる事由の発生により行使価額の調整を必要とするとき。
行使価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の行使価額の算出にあたり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。
 - (6) 本項に定めるところにより行使価額の調整を行うときは、当社は、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整前の行使価額、調整後の行使価額およびその適用の日その他必要な事項を、適用の日の前日までに本新株予約権者に通知する。ただし、本項第(2)号 に示される株式分割の場合その他適用の日の前日までに前記の通知を行うことができないときは、適用の日以降すみやかにこれを行う。
- 4 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額またはその算定方法は次のとおりであります。
- (1) 各本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額（以下に定義する）に割当株式数を乗じた額とする。ただし、これにより1円未満の端数を生じる場合は、これを切り捨てる。
 - (2) 本新株予約権の行使により当社が当社普通株式を交付する場合における株式1株あたりの価額（以下「行使価額」という。）は、第1回：当初140,000円、第2回：当初200,000円、第3回：当初250,000円（以下「当初行使価額」という。）とする。
- 5 新株予約権の行使請求の方法は次のとおりであります。
- (1) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、当社の定める行使請求書に、必要事項を記載してこれに記名捺印したうえ、（発行されている場合は）本新株予約権証券とともに、行使請求期間中に当社指定の行使請求受付場所に提出しなければならない。
 - (2) 本新株予約権を行使請求しようとする本新株予約権者は、前号の行使請求書および（発行されている場合は）本新株予約権証券を当社指定の行使請求受付場所に提出し、かつ、本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額を現金にて当社指定の払込取扱場所である株式会社三菱東京UFJ銀行渋谷中央支店の口座に振り込むものとする。
 - (3) 本新株予約権の行使請求の効力は、行使請求に要する書類が行使請求受付場所に到着し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資の目的とされる金銭の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

6 第2回、第3回新株予約権に関しては次のとおり行使価額の修正を行うことができます。

当社は平成19年3月6日以降、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により行使価額の修正を行うことができる。本項に基づき行使価額の修正を決議した場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の翌営業日以降、行使価額は、第19項第(3)号に定める本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「修正日」という。）において、当該修正日の前日（当該修正日の前日当日を含む。）までの3連続取引日（ただし、終値のない日は除く。）の株式会社ジャスダック証券取引所（以下「取引所」という。）における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。)の平均値の93%に相当する金額の1円未満の端数を切下げた額に修正される。上記3連続取引日の間に第11項に基づく調整の原因となる事由が発生した場合には、当該3連続営業日の取引所における当社普通株式の普通取引の終値を当該事由を勘案して調整した上で、修正後の行使価額を算出する。ただし、かかる修正後の行使価額が下限行使価額(以下に定義する。)を下回ることとなる場合には、行使価額は下限行使価額とする。「下限行使価額」は当初、100,000円とする。下限行使価額は、第11項の規定を準用して調整される。

7 各本新株予約権の一部行使はできないものとする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年4月1日～ 平成21年6月30日		30,968		527,678		487,280

(5) 【大株主の状況】

大量保有報告書等の写しの送付等がなく、当第1四半期会計期間において、大株主の異動は把握しておりません。

(6) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成21年3月31日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

(平成21年3月31日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 1,425		
完全議決権株式(その他)	普通株式 29,543	29,543	
単元未満株式			
発行済株式総数	30,968		
総株主の議決権		29,543	

(注) 「完全議決権株式(その他)」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が2株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

【自己株式等】

(平成21年3月31日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
アルファグループ株式会社	東京都渋谷区東1-26-20	1,425		1,425	4.60
計		1,425		1,425	4.60

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成21年 4月	5月	6月
最高(円)	34,000	50,000	56,000
最低(円)	27,700	32,000	46,000

(注) 最高・最低株価は、ジャスダック証券取引所におけるものであります。

3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員の変動はありません。

第5【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号、以下「四半期連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しております。

なお、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）は、改正前の四半期連結財務諸表規則に基づき、当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）は、改正後の四半期連結財務諸表規則に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表並びに当第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び当第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、東陽監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】
 (1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	1,221,919	917,815
受取手形及び売掛金	1,353,895	1,789,714
有価証券	99,420	99,130
商品及び製品	605,574	556,455
その他	560,080	688,598
貸倒引当金	8,054	18,062
流動資産合計	3,832,834	4,033,651
固定資産		
有形固定資産	81,422	86,613
無形固定資産		
のれん	267,530	290,925
その他	18,979	19,393
無形固定資産合計	286,509	310,319
投資その他の資産		
差入保証金	528,506	562,935
その他	309,642	322,180
貸倒引当金	23,497	36,009
投資その他の資産合計	814,652	849,106
固定資産合計	1,182,584	1,246,038
資産合計	5,015,418	5,279,690
負債の部		
流動負債		
買掛金	1,230,220	1,467,192
短期借入金	700,000	735,006
1年内返済予定の長期借入金	223,992	210,000
未払法人税等	44,073	21,651
引当金	31,200	57,944
その他	346,067	408,199
流動負債合計	2,575,554	2,899,994
固定負債		
長期借入金	332,142	317,800
その他	49,985	55,905
固定負債合計	382,127	373,705
負債合計	2,957,681	3,273,699

	当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末に係る 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	527,678	527,678
資本剰余金	487,280	487,280
利益剰余金	1,269,366	1,213,194
自己株式	250,763	250,763
株主資本合計	2,033,561	1,977,389
新株予約権	3,600	3,600
少数株主持分	20,576	25,001
純資産合計	2,057,737	2,005,990
負債純資産合計	5,015,418	5,279,690

(2)【四半期連結損益計算書】
 【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
売上高	6,358,278	5,224,323
売上原価	5,590,821	4,565,466
売上総利益	767,457	658,856
販売費及び一般管理費	840,592	528,942
営業利益又は営業損失()	73,134	129,914
営業外収益		
受取利息	1,128	2,202
助成金収入	2,152	-
還付加算金	-	1,263
その他	1,264	1,141
営業外収益合計	4,545	4,608
営業外費用		
支払利息	9,252	3,715
その他	16	115
営業外費用合計	9,269	3,830
経常利益又は経常損失()	77,857	130,691
特別利益		
貸倒引当金戻入額	1,296	4,669
短期解約損失引当金戻入額	1,500	-
特別利益合計	2,796	4,669
特別損失		
固定資産除却損	4,311	1,021
特別損失合計	4,311	1,021
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期 純損失()	79,372	134,340
法人税、住民税及び事業税	19,913	43,655
法人税等調整額	11,433	9,394
法人税等合計	8,480	53,050
少数株主損失()	2,728	4,425
四半期純利益又は四半期純損失()	85,124	85,715

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前四半期純損失()	79,372	134,340
減価償却費	15,417	6,350
のれん償却額	29,922	23,395
貸倒引当金の増減額(は減少)	1,296	22,519
引当金の増減額(は減少)	20,724	26,743
受取利息及び受取配当金	1,128	2,202
支払利息	9,252	3,715
固定資産除却損	4,311	1,021
売上債権の増減額(は増加)	360,227	459,319
たな卸資産の増減額(は増加)	211,947	48,831
仕入債務の増減額(は減少)	183,416	236,971
その他	196,943	33,866
小計	148,197	324,739
利息及び配当金の受取額	1,474	1,130
利息の支払額	9,130	3,168
法人税等の支払額	6,692	19,904
法人税等の還付額	6,354	-
営業活動によるキャッシュ・フロー	140,204	302,796
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	17,841	243
営業譲受による支出	5,163	4,270
事業譲渡による収入	-	8,400
投資有価証券の取得による支出	10,000	-
定期預金の預入による支出	10,000	-
差入保証金の差入による支出	6,021	5,427
差入保証金の回収による収入	13,044	29,547
その他	5,396	371
投資活動によるキャッシュ・フロー	41,378	28,377
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	170,000	35,006
長期借入れによる収入	-	80,000
長期借入金の返済による支出	51,000	51,666
株式の発行による収入	3,000	-
配当金の支払額	-	20,398
財務活動によるキャッシュ・フロー	218,000	27,070
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	119,173	304,104
現金及び現金同等物の期首残高	1,474,370	912,815
現金及び現金同等物の四半期末残高	1,355,196	1,216,919

【四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更】

該当事項はありません。

【表示方法の変更】

該当事項はありません。

【簡便な会計処理】

	当第1四半期連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1. 一般債権の貸倒見積高の算定方法	貸倒実績率等が前連結会計年度末に算定したものと著しい変化がないと認められるため、前連結会計年度末の貸倒実績率等を使用して貸倒見積高を算定しております。
2. 棚卸資産の評価方法	四半期連結会計期間末の棚卸高の算出に関して、実地棚卸を省略し、前連結会計年度に係る実地棚卸高を基礎として合理的な方法により算定しております。
3. 固定資産の減価償却費の算定方法	定率法を採用している資産については、連結会計年度に係る減価償却費の額を期間按分する方法により算定しております。
4. 法人税等並びに繰延税金資産及び繰延税金負債の算定方法	繰延税金資産の回収可能性の判断に関して、前連結会計年度以降に経営環境等、かつ、一時差異等の発生状況に著しい変化がないと認められる場合に、前連結会計年度において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用する方法により算定しております。

【四半期連結財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

該当事項はありません。

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額は、96,510千円であります。	有形固定資産の減価償却累計額は、93,374千円であります。

(四半期連結損益計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与手当 334,472千円	販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。 給与手当 201,534千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成20年6月30日現在) (千円)	現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係 (平成21年6月30日現在) (千円)
現金及び預金勘定 1,365,196	現金及び預金勘定 1,221,919
預入期間が3か月超の定期預金 10,000	預入期間が3か月超の定期預金 5,000
現金及び現金同等物 1,355,196	現金及び現金同等物 1,216,919

(株主資本等関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)及び当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 30,968株

2. 自己株式の種類及び株式数

普通株式 1,425株

3. 新株予約権等に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)	四半期連結会計期間末残高(千円)
提出会社	平成19年第1回新株予約権	普通株式	2,000	1,000
提出会社	平成19年第2回新株予約権	普通株式	2,000	1,400
提出会社	平成19年第3回新株予約権	普通株式	2,000	1,200
合計		-	6,000	3,600

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成21年6月29日 定時株主総会	普通株式	29,543	1,000	平成21年3月31日	平成21年6月30日	利益剰余金

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成20年4月1日至平成20年6月30日)

	モバイル 事業 (千円)	オフィス サプライ 事業 (千円)	I T 事業 (千円)	通信 サービス 事業 (千円)	人材事業 (千円)	その他 事業 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高									
(1) 外部顧客に 対する売上高	3,574,149	1,481,284	120,975	160,774	958,093	63,000	6,358,278	-	6,358,278
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	169	3,605	685	70	701	-	5,232	(5,232)	-
計	3,574,318	1,484,890	121,661	160,845	958,794	63,000	6,363,511	(5,232)	6,358,278
営業利益又は 営業損失()	24,340	28,322	44,512	5,119	23,762	3,721	73,134	-	73,134

当第1四半期連結累計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

	モバイル 事業 (千円)	オフィス サプライ 事業 (千円)	I T 事業 (千円)	人材事業 (千円)	E T C 事業 (千円)	その他 事業 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高									
(1) 外部顧客に 対する売上高	3,089,329	1,408,901	44,146	421,636	82,229	178,080	5,224,323	-	5,224,323
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	4,673	794	-	2,790	-	9	8,267	(8,267)	-
計	3,094,002	1,409,696	44,146	424,427	82,229	178,089	5,232,591	(8,267)	5,224,323
営業利益又は 営業損失()	86,877	9,560	7,669	15,076	31,943	8,940	129,914	-	129,914

(注) 1 事業の区分は、商品、役務の種類・性質を考慮して区分しております。

2 各事業の主な商品等

- (1) モバイル事業.....移動体通信端末の販売及び通信サービスの契約申込の取次ぎ。
- (2) オフィスサプライ事業.....最終顧客への事務用品等の通信販売の取次ぎ。
- (3) I T事業.....S E Oサービスの販売、システム受託開発。
- (4) 人材事業.....物流、建築、イベント関連等の短期軽作業の請負、派遣等。
プロモーションの企画立案、運営管理等。
- (5) E T C事業.....E T C機器の販売。
- (6) その他事業.....固定電話回線等(おとくライン等)の契約申込の取次ぎ。

3 事業区分の変更

前第1四半期連結累計期間にて個別区分として記載しておりました「通信サービス事業」は、平成21年2月をもって同事業の主力商品である格安国際電話サービス「ワールドリンク」事業を売却したことにより、全体に対する影響度が軽微となったため、当第1四半期連結累計期間より「その他事業」に含めて記載しております。また、従来「その他事業」に含めていた「ETC事業」については、全セグメントに占める重要性が高まったため、当第1四半期連結累計期間より新たに区分して「ETC事業」として表示しております。

なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報を、当第1四半期連結累計期間において用いた事業区分の方法により区分した場合は次のとおりとなります。

前第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）

	モバイル 事業 (千円)	オフィス サプライ 事業 (千円)	IT 事業 (千円)	人材事業 (千円)	ETC 事業 (千円)	その他 事業 (千円)	計 (千円)	消去 又は全社 (千円)	連結 (千円)
売上高									
(1) 外部顧客に 対する売上高	3,574,149	1,481,284	120,975	958,093	38,920	184,855	6,358,278	-	6,358,278
(2) セグメント間 の内部売上高 又は振替高	169	3,605	685	701	-	70	5,232	(5,232)	-
計	3,574,318	1,484,890	121,661	958,794	38,920	184,926	6,363,511	(5,232)	6,358,278
営業利益又は 営業損失()	24,340	28,322	44,512	23,762	245	8,595	73,134	-	73,134

【所在地別セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）

本邦以外の国又は地域に所在する連結子会社及び重要な在外支店がないため、該当事項はありません。

【海外売上高】

前第1四半期連結累計期間（自平成20年4月1日至平成20年6月30日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

当第1四半期連結累計期間（自平成21年4月1日至平成21年6月30日）

海外売上高がないため該当事項はありません。

(有価証券関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

当第1四半期連結会計期間末(平成21年6月30日)

該当事項はありません。

(ストック・オプション等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

該当事項はありません。

(企業結合等関係)

当第1四半期連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年6月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

1. 1株当たり純資産額

当第1四半期連結会計期間末 (平成21年6月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
1株当たり純資産額 68,833.95円	1株当たり純資産額 66,932.58円

2. 1株当たり四半期純損益金額等

前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純損失金額 2,865.84円	1株当たり四半期純利益金額 2,901.36円 潜在株式調整後1株当たり 四半期純利益金額 2,899.99円
<p>なお、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失であるため記載しておりません。</p>	

(注) 1株当たり四半期純損益金額及び潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年6月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年6月30日)
1株当たり四半期純損益金額		
四半期純損益(千円)	85,124	85,715
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純損益(千円)	85,124	85,715
期中平均株式数(株)	29,703	29,543
潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株主増加数(株)	-	14
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	-	平成17年6月29日の定時株主総会決議による新株予約権方式のストックオプション(株式の数 238株) 平成19年2月16日の取締役会決議による新株予約権(株式の数 2,000株) 平成19年2月16日の取締役会決議による新株予約権(株式の数 2,000株) 平成19年2月16日の取締役会決議による新株予約権(株式の数 2,000株) これらの詳細については「第4提出会社の状況、1株式等の状況、(2)新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)
該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成20年8月7日

アルファグループ株式会社

取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 金野 栄太郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 嗣也 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアルファグループ株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結累計期間（平成20年4月1日から平成20年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アルファグループ株式会社及び連結子会社の平成20年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

追記情報

「四半期連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項等の変更、3. 会計処理基準に関する事項の変更、(3) 会計方針の変更」に記載されているとおり、会社は、従来販売費及び一般管理費に含めて計上しておりましたモバイル事業における販売代理店に対して支払う「支払手数料」を、当連結会計年度より売上原価として計上する方法に変更している。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成21年8月11日

アルファグループ株式会社

取締役会 御中

東 陽 監 査 法 人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 金野 栄太郎 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 山田 嗣也 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 安達 則嗣 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているアルファグループ株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成21年4月1日から平成21年6月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書及び四半期連結キャッシュ・フロー計算書について四半期レビューを行った。この四半期連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューは、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続により行われており、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べ限定された手続により行われた。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、アルファグループ株式会社及び連結子会社の平成21年6月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。